2021(令和3)年度「議会による行政評価」の評価の視点について(案)

1 基本目標及び戦略計画の評価

12の基本目標について、所管する分科会(連合審査を含む)において実施する。

2020年度「基本目標評価シート」及び「年度戦略評価シートの説明を受けた後、以下の「評価の視点」をもって評価及び検証する。

【評価の視点】

2020年度の取り組みを評価及び検証すると共に、進捗状況確指標、重要業績評価指標(KPI)における前期4年間の最終目標値と実績値との比較を中心に据えて、改めて前期4年間の評価を行う。

合わせて、昨年行った「前期4年間の取り組みを中期にどうつなげるか」についての評価提言内容を確認し、必要があれば昨年のものに追加して提言を行う。

2 事務事業の評価

事務事業の評価については、昨年と同様9月の第3回定例会における決算審査において行うこととする。事務事業を、基本目標戦略計画との関係性などを踏まえて評価することによって、政策に通じる決算審査にしていく。

今回の評価対象は、前期4年間の最終年次分にあたることから、決算審査の評価から次年度への提言を導き出すことは必須とはしない。

なお、当事者目標については、今回から執行機関側が事務事業と一体化する整理を行ったため、事務事業評価の一項目として扱う。

【評価の視点】

事務事業の評価にあたっては、基本目標達成への有効性などの観点から「継続」「改善」「廃止」など、事務事業の今後の方向性をどう考えるかに視点を置く。

3 分野別計画の評価

総務、社会文教及び産業建設の3常任委員会の調査研究テーマにも係ることから、対象の選択については分科会の判断によるものとするが、今回は中期4年間の初年度審査であることから、分野別計画の評価及び検証は必ずしも必要とはしない。

【評価の視点】

評価及び検証を行う場合には、ステップ1において基本目標の全体的な評価の観点から、関連する分野別計画についてとして説明を受けることとする

2020年度 実績評価

基本目標及び戦略計画の評価

13の基本目標について、所管する分科会(連合審査を含む)において実施する。

2021年度「戦略計画」及び「小戦略」の説明を受けた後、「小戦略」を対象として以下の「評価の視点」をもって評価及び検証する。

2021年度

計画評価

【評価の視点】

昨年の行政評価は「最終年審査」として、前期の評価を中期 4年間につなげることを狙いとしたので、まずは昨年行った提 言が中期計画にどのように反映されているか、について確認す る。

その後、組み立てられた小戦略が、基本目標の達成に向けて 中期4年間で取り組む内容として適当かどうかについての評価 を行う。

また、進捗状況確認指標、重要業績評価指標(KPI)、参考資料等が、小戦略の達成度或いは進捗状況を測る指標として妥当かどうか、他に指標が必要ないか等について評価及び検証して、提言につなげる。

【留意事項】

- ① 評価にあたっては、各区分の「評価シート」に記載されている執行機関側の自己評価が妥当であるか、について確認しながら進める。
- ② 基本目標及び戦略計画(小戦略)の達成度を、進捗状況確認指標を中心に、重要業績評価指標(KPI)、参考資料も用いて評価を進める。
- ③ 基本目標及び戦略計画(小戦略)の評価及び検証のため、必要に応じて事務事業をステップ1(成果説明)において確認することが考えられるが、決算審査で行う事務事業の成果評価にならないよう留意する。
- ④ 事務事業は、戦略計画(小戦略)に繋がっている関係性を見ながら決算審査に おいて評価を行うが、経常経費などの事務事業は一括して説明を受けることで、 決算審査としての審査機能を保持する。

2021(令和3)年度「議会による行政評価の日程」

・ステップ1「執行機関による成果説明」 7月20日(火)21日(水)

各分科会(連合会議)

・ステップ2「各議員による評価」 7月29日(木)評価シート提出期限

・ステップ3「分科会による意見集約」8月3日(火)4日(水)

・ステップ4「全体会での確認・協議」 8月31日(火) 前期全体会

・ステップ 5 「分科会での決算審査 9月6日(月)から 各分科会 及び全体会での確認」9月22日(水) 後期全体会

及01主件云(57年的) 57 22 日(水) 极为主件云

・ステップ6「提言と進行管理」 9月27日(月) 第3回定例会閉会日